

公益財団法人 北海道移植医療推進財団 賛助会員規程

第1条 この規程は、公益財団法人北海道移植医療推進財団(以下、「法人」という)定款第42条に定める賛助会員に関しその細則を定める。

第2条 賛助会員は、法人の設立趣旨に賛同し、その事業運営維持に協力する法人及び個人会員とする。

第3条 賛助会員は、次の会費を納入するものとする。

法人会費 年1口 20,000円(1口以上)

個人会員 年1口 5,000円(1口以上)

第4条 賛助会費は、当該年度末迄に納入するものとする。

第5条 賛助会費は、公益目的事業に50%以上、法人運営費に50%以下を充当するものとする。

第6条 賛助会員は、法人の主催する各種行事に参加することができる。

第7条 賛助会費が、2年以上未納となった場合は、会員資格を失うものとする。

第8条 退会しようとする賛助会員は、退会届を理事長あてに提出しなければならない。

附則

- 1 この改定(第4条 賛助会費納入)は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、一部改正のうえ、令和4年5月17日から施行する。
- 3 この規程は、一部改正のうえ、令和8年4月1日から施行する。